



生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と併せて、相談・支援を行うことにより、利用者の経済的自立と生活の安定を目指す制度です。

この事業は山梨県社会福祉協議会から受託し、昭和町社会福祉協議会が窓口となっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

※支援・相談等につきましては、お住まいの地区の民生委員が担当いたします



福祉資金・福祉費

福祉用具の購入や障がい者の日常生活に必要な車両購入、生業、住宅改修、引越し、出産、葬儀等の経費を貸付ける資金です。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計が困難となった時に貸付ける少額の資金です。(無利子)(連帯保証人不要)

教育支援資金

高校、大学(短大)、専門学校等への入学金や就学に必要な準備資金、授業料、通学費等の経費を貸付ける資金です。(無利子)

○教育支援費 ○就学支度費

臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で国、県の公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理された方(金融機関の口座を有する方)を対象に、交付されるまでの当面の生活費が必要な場合に10万円以内で貸付ける資金です。

総合支援資金

失業や著しい収入の減少により、世帯の生活維持が困難になった等、生活の立て直しが必要な時に再就職までの間、生活費や一時的な費用を貸付ける資金です。

○生活支援費 ○住宅入居費 ○一時生活再建費

但し、福祉事務所で行う住居確保給付金の申請を受理された方が対象です。

不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯を対象に、お住まいになっている居住用不動産を担保として貸付ける資金です。(有利子)

○一般世帯：宅地の鑑定評価額が1,000万円以上であること。

○要保護世帯：居住用不動産の鑑定評価額が500万円以上であること。(連帯保証人不要)

※ 連帯保証人を立てる場合(原則1名)…無利子

※ 連帯保証人が立てられない場合…有利子(年1.5%)

※ 総合支援資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が貸付要件です

10月の予定(時間・場所等は、社協までお問い合わせください)

10月 3日、17日、 24日、31日	運動指導事業(健康体操教室) ※事前申し込み制
10月 7日(月)	いきいきふれあいサロン河西
10月 8日(火)	ふれあいサロン中島
10月11日(金)	いきいきふれあいサロン上二
10月15日(火)	西条一区いきいきふれあいサロン
10月17日(木)	阿原いきいきふれあいサロン
10月19日(土)	飯喰ふれあいサロン 第28回親子ふれあいマス釣り大会 ※事前申し込み制
10月21日(月)	いきいきふれあいサロン上河東
10月23日(水)	ふれあいサロンしみず スマイルサロン(西条新田)
10月25日(金)	西条二区クラウド ボールペン・筆ペン教室 ※事前申し込み制
10月27日(日)	ふれあいパーティー ※事前申し込み制
10月29日(火)	ふれあいサロン押越
10月31日(木)	第41回福祉ゲートボール大会

善意をありがとうございました

「福祉の増進に役立ててください」とあたたかい善意が寄せられました。心から感謝申し上げます。

寄付者 昭和町商工会様

ふれあいパーティー*参加者募集*

春に開催した際は5組のカップルが誕生！
みなさんのご応募お待ちしております♪

♡日 時 10月27日(日) 午後1時～
(サンドウィッチ等の軽食をご用意します)

♡場 所 アピオ甲府

♡対象者 30代～40代の県内在住男女各15名
(応募多数の場合は抽選)

♡参加費 3,500円(前払い)

♡締 切 10月12日(土) 午後4時まで

※ 詳細は、社協HP内「結婚相談所」をご覧ください
か、下記までお問い合わせください

昭和町結婚相談所(☎275-1881)

